

## 「21世紀 立命館の責務と役割 立命館憲章」(検討素案)の答申を受けて

2006年4月12日 常任理事会

2006年1月18日の常任理事会において、「21世紀立命館の責務と役割 学園憲章」起草委員会の設置を決定した。

「学園憲章」は、当初2006年3月24日の理事会において、起草委員会からの答申を受け、学園関係者への討議に付する「原案」として確定することを予定した。その「原案」は、教授会をはじめとする教学機関、業務会議をはじめとする職員職場での討議、ならびに全学協議会の構成団体である教職員組合、学友会、大学院生協議会、重要なステークホルダーである父母教育後援会、校友会などに説明し意見を聴取し、最終的には7月21日の理事会で確定し、それを受けて今秋に総長選任を行うことにしている。

しかし起草委員会の検討のなかで、「原案」策定過程においても、可能な限り、学園関係者から意見を聴取し常任理事会に答申する「原案」をまとめるやり方を行う方向で一致した。

常任理事会としてもその方向を了承し、起草委員会として理事会への「原案」を答申する前に、起草委員会の「検討素案」を理事会構成メンバーはもとより、全学協議会構成団体や総長顧問等の役職経験者をはじめとする可能な限り幅広い学園関係者から意見を聴取し、加えてシンポジウム等を開催し、よりよい原案として策定し常任理事会に答申し、常任理事会から全学への「学園憲章」(案)を提起できるようにすることとした。

全学の関係者が起草委員会の検討素案に対して積極的に意見を寄せられ起草委員会がより良い原案を取りまとめられようをお願いする。

なお3月8日の常任理事会において、憲章の表題は、「学園憲章」よりも「立命館憲章」としたほうが適切であるとの意見で合意したので、この検討素案では「立命館憲章」としている。

### 日程予定

- 4月12日 常任理事会において学園憲章起草委員会の「学園憲章」(検討素案)について学友会などの関係機関から意見聴取を行うことを決定。
- 4月28日 理事会において「学園憲章」(検討素案)を報告。
- 5月10日 常任理事会において「学園憲章」(検討素案)への意見のとりまとめ。
- 5月31日 常任理事会において「学園憲章」(案)を全学討議にかけることを決定。
- 6月上旬 「学園憲章」(案)等の特集した「学園通信」を全学配布し全学討議にかける。
- 7月5日 常任理事会において全学討議の意見集約
- 7月12日 常任理事会において「学園憲章」を決定
- 7月21日 理事会において「学園憲章」を決定。

学生も含め総長選任  
(小集団討議)

## 立命館憲章(検討素案)

(立命館は、すべての構成員が立命館学園の一員としての自覚の上に自己を律し、教育研究機関としての使命を果たすための原則として、以下の憲章を定める。)

立命館のミッションを軸に歴史的到達点を簡潔に叙述

立命館は、西園寺公望を学祖とし、1900年、中川小十郎によって「自由と清新」を建学の精神として、日本の古都京都に京都法政学校として創設された。戦後、過去の戦争の反省の上に立って、「平和と民主主義」を教学理念と定め、創造的に改革を進めてきた。

立命館は、絶えず時代と社会に真摯に向き合い、学園の自主性を貫き、構成員の勇気と愛校心をもって学園紛争の克服など幾多の困難を乗り越えながら発展を遂げてきた。

2000年に「自由・平和・ヒューマニズム」を基本理念とする立命館アジア太平洋大学を広く内外の協力・支援により創設、2006年に立命館小学校を開設し、学園は初等・中等・高等教育を担う総合私立学園となった。

学園のあり方と運営の原則

立命館は、アジア太平洋地域の日本に位置する学園として、過去を誠実に見つめ、人種、宗教、言語、性別等の違いを超え、相互理解、多文化共生の学園を確立し、学術・文化・スポーツを通じて、互恵と連帯の精神のもと、社会的、国際的交流に努め、国際社会から支持される世界水準の学園づくりを進める。

その運営に当たっては、私学に徹し、教職員、学生の英知を集め、自主、民主、公正、公開、暴力否定の原則を貫き、学園の高度化を図る。

立命館の責務

立命館は、教育・研究を不断に改革し豊かにするとともに、その営為を通じて人類の未来を切り拓くために、紛争、環境破壊、人権侵害、貧困等の人類的諸課題の解決はもとより、普遍的な価値の創造とその実現をめざし努力する。

そもそも“立命館”の名は、孟子の「尽心篇」に由来し、「学問を通じて、自らの人生を切り拓く修養の場」を意味する。

立命館の役員・教職員、学生・生徒・児童は、この修養の場に集う者として、「未来を信じ 未来に生きる」を旨とし、ヒューマニズムと倫理性をもって勉学・教育・研究に取り組み、21世紀の世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを誓う。

※は、注記であり、憲章正文には記載しない。

※( )内は、記載すべきであるかを含めて最終判断をしていない。

## 「21世紀 立命館の責務と役割 立命館憲章」(検討素案)の答申にあ

って

2006.4.5 第5回「21世紀立命館の責務と役割 学園憲章」起草委員会

2006年1月18日の常任理事会において「21世紀立命館の責務と役割 学園憲章」起草委員会(委員長、川本八郎)の設置が決定された。委員会は1月25日の第1回にはじまり、5回に及ぶ議論を重ね、「21世紀 立命館の責務と役割 立命館憲章」(検討素案)を4月12日の常任理事会に答申した。

以下、学園関係者が検討素案を討議するにあたって、その理解を深めるために起草委員会として幾つか論点を整理したので参考にしていただきたい。

### (1) 立命館学園の到達点と、学園をとりまく状況

20世紀の初めである1900年に、京都法政学校として発足した立命館学園は、その後の100余年の営みを通じて、2000年に、立命館アジア太平洋大学を創設し、学園は今日、2大学、2006年度より立命館小学校、立命館守山高校の開校を含め5つの附属校、2006年秋の朱雀キャンパスの開設を含め9キャンパス、学生生徒44,000名、専任教職員2,200名という、わが国を代表する総合私立学園となった。

今日、世界は急速なグローバル化が進むと同時に、環境問題をはじめ人類の生存そのものが脅かされるような問題の解決も迫られている。立命館大学ならびに立命館アジア太平洋大学を中心とする立命館学園は、学術・教育機関として、その教育・研究の営みを通じて人類の普遍的価値の創造をはじめ、人類的課題の解明とその解決のために活躍する人間を育成することによって日本と世界に貢献しなければならない。

同時に、高等教育を巡って国際的には「知の国際競争時代」、国内的には「全入時代」を迎えており、競争的環境の下「個性輝く特色ある大学づくり」が求められている。初等中等教育においても中・高一貫教育、フリースクールなど国の内外で様々な新しい試みが行われている。

### (2) 「立命館憲章」制定の必要性

このような急激な変化ともかかわって、各学園は様々な改革を進めるに当たって、その政策判断の基準となる学園のミッションの明確化が必要となっている。そのため独立行政法人化した旧国立大学を含めて、各大学・学園は、「学園憲章」を制定するなどによって自らのミッションを明確にし、それぞれの教育・研究の特色化を図ろうとしている。

今日、立命館学園は、日本を代表する総合私立学園となっており、外国人教員、留学生を含め多様な人々によって構成され、多様な場所で学術的営みを展開している。こうした状況の下で、学園は今年秋に総長を選任し、新たな出発をとげる時期に遭遇していることから、全学の構成員が改めて立命館学園のミッションを確認・共有する必要がある。

従ってこれらの構成員が学園のミッションを共有するためには、文章でまとめられたものが必要であり、それを立命館憲章として定める。

### (3) 「立命館憲章」の構成と叙述

#### 1) 対象としては

今日の学園の到達点から、立命館大学だけではなく立命館アジア太平洋大学はもとより附属校を含む全学園を対象としたものとする。

#### 2) 文章は、声明的・宣言的なものとし、字数は千字程度とし、中学生・高校生でも読めるものとする。

#### 3) 憲章の名前

上記したように、今日の学園の到達点から立命館大学だけを対象とするものではなく、立命館アジア太平洋大学はもとより、附属校を含む学園全体を対象とすることから、当初、憲章の名前は「学園憲章」と想定したが、立命館という特色が名前にも表現されるほうが適切であるので立命館憲章とした。

#### 4) 内容的には以下の3つの柱で構成する

① 立命館のミッションを軸に歴史的到達点を簡潔に叙述する。

② 立命館の責務と学園運営の原則を明記する。

③ 「立命館」の名前ともかかわって、立命館の役員・教職員、学生・生徒・児童の責務・使命を述べる。

### (4) 3つの柱とかかわった叙述内容について

#### 1) 独立行政法人になるに当たって、はじめてミッションを明確する憲章を定めた旧国立大学

や、同一法人ではあるが新しい大学として創設された立命館アジア太平洋大学の開学宣言と違って、105年の歴史を持つ立命館学園の憲章制定にあたって、建学の精神である「自由と清新」や、戦後の教学理念である「平和と民主主義」と別に新たなミッション概念を定めることは困難であるので、立命館アジア太平洋大学の開学の開学宣言を含め、立命館の歴史と結びつけながら、大きな歴史の節目でのミッションを記載し、全体して引き継ぐべき学園の良き伝統・ミッションを叙述することにした。

#### 2) 日本の大学そして立命館の歴史の節目である、戦後への転換に当たって、学園は建学の精神「自由と清新」を踏まえながらも、新たに教学理念を「平和と民主主義」と定めた。それは第二次世界大戦をはじめとする日本の侵略戦争とかかわっての反省の上に立って行われた。その際、「第二次世界大戦の反省の上に立って」とすれば、朝鮮半島や中国大陸との関係では狭すぎ、また「日露戦争以来など」と具体的書き込めば、それ自体が歴史論争になるので「過去の戦争の反省の上に立って」という表現でまとめた。

#### 3) 学園は1960年代中期から1970年代中期にかけて、「部落解放同盟」ならびに「暴力学生」から激しい攻撃を受けた。この問題を自主的に解決したことが、次に続く第3次長期計画実行の力となり今日の発展につながっている。この点を明確にするために「学園の自主性を貫き、構成員の勇氣と愛校心をもって学園紛争の克服など幾多の困難を乗り越えながら発展を遂げてきた。」と「平和と民主主義」の教学理念と合わせて、引き継ぐべき伝統として明記した。

#### 4) 同時に立命館アジア太平洋大学の創設に見られるように、立命館人だけの努力によって今日の到達を築いたのではなく「内外の協力・支援により」成し遂げることができたことを記した。

#### 5) 学園のありかたとしては「国際社会から支持される、世界水準の学園づくりを進める」とするが、「立命館憲章」が想定する当面、数十年単位の期間において、留学生を含めて立命館がア

アジア太平洋地域と大きな関係をもつことを考慮し「立命館は、アジア太平洋地域の日本に位置する学園として、過去を誠実に見つめ・・・」を書き込んだ。

- 6) 学園運営の原則については、学園がこの間、時々を確認してきた原則を整理してまとめた。その際「暴力否定の原則」に関しては、決して過去の教訓だけではなく、今日の日本でしばしば見られ暴力的状況や、国際的にも戦争や紛争が続いている状況の下で、学園運営の原則として再確認することにした。
- 7) 学園の名称である立命館の「立命」という言葉は、孟子の「尽心篇」に由来し、意識すれば「人生の長い短いにかかわらず、我が身の修養に努め、人間の本分を全うする」ということである。学園の責務を、この孟子の言葉の範囲に限定することなく、教育・研究機関として、その教育・研究の営為を通じて行うものであるという原則を明記した上で、人類の未来を切り拓くために、文明の負の側面である環境破壊などの課題の解決はもとより、普遍的価値の創造とその実現をめざして努力するとした。
- 8) その上で「立命」という言葉に「館」をつけた立命館は「学問を通じて、自らの人生を切り拓く修養の場」であるとの意味を踏まえ、最後の段落では、立命館を構成する一人一人が、立命館の構成員としての自覚の上での責務を述べた。その際、勉学・教育・研究に取り組むに当たって、立命館アジア太平洋大学の開学宣言で明記した「ヒューマニズム」と、昨今の社会的状況を考慮し「倫理性」という言葉を統一的に入れ、「ヒューマニズムと倫理性をもって」とした。

#### (5) 文章表現などの問題

- 1) 検討素案で基本的な柱、入れるべき項目はほぼ記載したと考える。さらに必要な項目があれば挿入する。
- 2) 声明的・宣言的文書として格調高く簡潔・明瞭な文書として仕上げる工夫を行う。
- 3) 立命館憲章は立命館学園の今日的到達点を踏まえ、英語はもとより、中国語、韓国語をはじめとするアジア諸言語でも作成する。

今回、本起草委員会が提案する「立命館憲章」(検討素案)ならびに今後、理事会が提起する「立命館憲章」(案)に対して学園関係者が積極的に意見を寄せられ、討議に参加するだけでなく、その討議中に下記事務局に、様々なご意見を寄せられることを期待する。

なお、「立命館憲章」(検討素案)ならび理事会の「立命館憲章」(案)の討議、理解のために別途、他大学の憲章などを編集した資料集を配布するので、それも参考にしていきたい。

以上

---

「21世紀 立命館の責務と役割 学園憲章」(仮称)起草委員会事務局

担当：総長・理事長室、総合企画課

田尻 実(m-tajiri@st.ritsumei.ac.jp)

折田 美和(m-orita@st.ritsumei.ac.jp)

「21世紀 立命館の責務と役割 学園憲章」(仮称) 起草委員会 開催日程と委員

- <第1回委員会>日時：2006年1月25日(水) 18時00分～20時00分
- <第2回委員会>日時：2006年2月 8日(水) 17時00分～18時30分
- <第3回委員会>日時：2006年2月24日(金) 17時00分～19時00分
- <第4回委員会>日時：2006年3月17日(金) 17時00分～19時00分
- <第5回委員会>日時：2006年4月 5日(水) 17時00分～18時30分

「21世紀 立命館の責務と役割 学園憲章」(仮称) 起草委員会 名簿

委員長	川本八郎	学校法人立命館理事長
副委員長	甲賀光秀	専務理事・APU学長補佐
委員	大南正瑛	理事・前総長
	薦田守弘	理事・元京都市副市長
	北村春江	監事・前芦屋市長
	門川大作	評議員・京都市教育長
	高杉巴彦	総務担当常務理事
	中川勝雄	学生担当常務理事
	林堅太郎	立命館アジア太平洋大学副学長
	吉村良一	法学部長
	田中照純	経営学部長
	高倉秀行	理工学部長
	慈道裕治	国際戦略本部長・国際機構長
	仲上健一	立命館アジア太平洋大学副学長
	川崎昭治	立命館宇治高等学校校長
	後藤文男	立命館小学校設置準備室室長
	久岡康成	法務研究科教授・前教学担当常務理事
	安齋育郎	平和ミュージアム館長・国際関係学部教授
	服部健二	立命館百年史編纂室副室長・文学部教授
	リム・ボン	産業社会学部教授・調査企画室長
	志磨慶子	教学部次長・評議員
	佐藤史郎	国際関係研究科国際関係学専攻博士後期
大月英雄	文学部4回生	
安高元気	経済学部3回生	
木口真裕美	アジア太平洋マネジメント学部3回生	

事務局長 川村貞夫 副総長

事務局次長 鈴木元 総長理事長室室長

事務局 総長理事長室、調査企画課、BKC総合企画課、APUティ・イェ・ロフメント・オフィス